



6月のお知らせ

感染症の流行状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

みんなの楽級

日時：6月9日（日）10時～
内容：おいしい「蒸しパン」づくり
持ち物：エプロン、三角巾
お家で簡単に作れる おいしい蒸しパンです。
みなさん、一緒に作ってみませんか？

手話教室

日時：6月19日（水）19時30分～
持ち物：筆記用具
手話で簡単な日常会話、
子どもから大人まで
楽しく学びましょう。



ペン習字教室

日時：6月17日（月）13時30分～
内容：「絵手紙」「実用的な書」など
準備：筆ペン
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



さわやかサロン

日時：6月27日（木）13時30分～
内容：楽しく体を動かそう！
簡単なゲームを、楽しみながら行います。
ワイワイとおしゃべりして交流しましょ！

第1回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座（男女の人権）
トモカジ

女性活躍は共家事で決まる！

～スーパー主夫が教えます！男性が家事に向かう秘策～

日時 6月22日（土）13時30分～15時30分

会場 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
（倉吉市駄経寺町187-1 電話 0858-47-1183）

日程 13:30～ 倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰式
14:00～ 男女共同参画啓発講演会
「女性活躍は共家事で決まる！」

講師：山田 亮 さん（スーパー主夫、社会福祉士）

※入場無料、託児あり（参加・託児とも事前申込が必要です）

【お問い合わせ先】

倉吉市人権政策課
男女共同参画係
電話：0858-22-8130
FAX：0858-22-8230

6月は倉吉市男女共同参画推進月間です

7月のみんなの楽級は…視察研修です。

日時：7月21日（日）8時30分出発（予定）
内容：八頭町 八東解放文化祭 視察 他
参加費：無料（ただし、昼食代が別途必要）
詳細は後日お知らせいたします。

若い人も、男性も女性も、
皆様のご参加をお待ちし
ています。

さわやか人権文化センターだより

さわやか

2024年6月1日発行 No.356
〔発行所〕 さわやか人権文化センター
〔所在地〕 〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
〔電話兼ファクス〕 0858-28-2017
〔メールアドレス〕 sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をおよせください。

楽しく学ぶ「みんなの楽級」が始まります！

今年度第1回目の「みんなの楽級」は開級式として、昨年度の振り返りと今年度の事業計画について話し合いました。

昨年行った視察研修には男性や中学生が参加しています。差別に向き合う力と地域を良くしようとする熱い思いについての学びとなり、「今年度もぜひ視察研修に参加したい」という希望がありました。

しかし、全般的にみんなの楽級の参加者は固定化してきており、「若い人が興味を持つ内容を」「個別に呼び掛けする努力が必要」などの意見も出ました。



事業計画で出された意見

○講座関係

- ・多肉植物の寄せ植え
- ・毛糸の編み物
- ・ブローチづくり
- ・パン、シフォンケーキづくり

○人権学習、視察研修

- ・ヤングケアラー問題
- ・認知症問題
- ・老老介護問題
- ・他地域の人権文化センターが開催する文化祭等の視察

6月のみんなの楽級は…

ふわっ として おいしい「蒸しパン」を、圧力なべでつくります。

日時 6月9日（日）10:00～

場所 さわやか人権文化センター
※エプロン、三角巾をご持参ください。
参加費 不要



お子さんと一緒也大歓迎！

ハンセン病問題に学ぶ

- 家族と一緒に暮らすことができない―――。
- 実名を名乗ることができない―――。
- 子どもを産むことが許されない―――。
- 一生療養所から出て暮らすことができない―――。
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない―――。

こうした生活をハンセン病患者は長く強いられてきました。そして病気が治った後も、さらには家族も、差別と偏見に苦しんでいます。

6月22日は
「らい予防法による
被害者の名誉回復
及び追悼の日」

希望を打ち碎かれた不妊手術

Mさんは沖縄県石垣島の出身。1940年春、教員を志して沖縄本島の県立第二高女に進学したが、同年暮れ、発病し、父親に連れられて鹿児島に渡り、ハンセン病療養所に入園した。先に入園させられていたKと19歳のときに結婚。Kは障がいがなく、健康そうに見えた。これならば2人で社会復帰でき、子どもを産み、育てて普通の暮らしができると希望に胸を膨らませた。ところが、4組の夫婦が同室する12畳の大部屋で結婚初夜を迎えた翌朝、夫から「昨日、不妊手術を受けた」と打ち明けられ仰天した。「手術は爪を切るような簡単なものだ。手術をしないと夫婦舎には入れない。受けずに妊娠したら、妻が強制堕胎させられる」と言われ、新妻のことを思って手術台に上がったのだと言う。

希望を打ち碎かれ、Mさんは愕然とし、絶望した。夫も失意に沈んでおり、新婚生活は「残念で、無残だった」とMさんは振り返る。

一九五二年に療養所へ入所したNさん二十四畳の部屋に十二人が寝起きする劣悪な環境で、重症者の看護など過酷な労働を強いられた。その結果、病気が悪化した。「療養所ではなく收容所だった」。

元患者や家族のことを忘れないで…

私の父は、1955年、24歳のときにハンセン病を発症し、東北にある療養所に入りました。父がハンセン病であることで、私は小学校の同級生から「ドスの子」と呼ばれていじめられました。ドスとは東北地方の言葉でハンセン病を意味します。誰一人私と遊んでくれず、話もしてくれず孤立してしまいました。母が学校に訴えても、先生も学校も見て見ぬふりで、何もしてくれませんでした。運動会では母と二人で校舎の隅に隠れるようにお弁当を食べ、修学旅行では一人押し入れに布団を敷いて寝る。そんな学校生活でした。しかし中学3年生の時、私のことを心配した担任の先生の言葉に心が救われ、その後学年全員を集めて話しをしてくれたのです。これをきっかけに同級生が話しかけてくれるようになり、私は少しずつクラスに打ち解けていきました。

しかし、ハンセン病への偏見・差別はなくなったわけではありません。家族や親せきにも偏見・差別の目が向けられる恐れがあるという不安から、名前や顔を伏せて暮らしてしています。今、ハンセン病のことは忘れ去られようとしています。療養所入所者の方や元患者の方、そして家族のことを忘れないでください

患者や家族は地域での居場所を無くしていきました。今も故郷に帰ることをためらう元患者、故郷に帰れない元患者がいます。それは差別と偏見にあおられた“私たち”にも大きな責任があります。

ハンセン病問題とは

ハンセン病は「らい菌」による慢性の感染症で、かつては「癩」と呼ばれていました。感染力は弱く、感染しても発症することは稀ですが、発症し治療が遅れると末梢神経が麻痺したり、手足や顔面が変形したりするなどの症状があらわれます。かつては治療が難しい病気でしたが、1943（昭和 18）年にプロミンという薬が開発され、薬での治療が可能な病気となりました。

人権侵害と差別の歴史

日本では1907（明治 40）年に法律「癩予防ニ関スル件」が成立し、放浪する患者を療養所に隔離することが定められています。1931（昭和 6）年には隔離の対象が全患者に拡大され、すべての患者を療養所に隔離することがめざされるようになります。その方針のもとで、患者を療養所に送り込む「無癩県運動」が各地で行われました。国は「ハンセン病は恐ろしい病気」という間違った知識を流布し、偏見差別を助長しました。

療養所のなかでは、患者は人権と人間性を否定された扱いをうけていました。労働をさせられたり、監禁室に閉じ込められたり、断種手術や中絶手術も行われていました。患者の家族はすさまじい差別を受け、一家離散や離婚などに追い込まれたほか、自殺や一家心中も起きています。

戦後、日本でもプロミンが使われるようになりますが、1953（昭和 28）年には「らい予防法」という法律が療養所入所者の反対を退けて成立し、強制隔離は続けられます。この法律が廃止され隔離政策が終わったのは、1996（平成 8）年のことです。このような国のハンセン病対策は、患者とその家族の人権を侵害する憲法違反のものであったとする判決が確定しています。（国立ハンセン病資料館）

ハンセン病患者の不妊手術に関わった元看護師の証言

患者本人の同意を得て行われてきたとされる不妊手術について、「患者の結婚には不妊手術は不可欠とされており、同意は建前で実態は強制に近かった。手術しないと集団部屋から夫婦部屋に移ることができない。皆が『仕方ない』と諦めていた」と話す。

手術では部分麻酔をしたが、歯を食いしばって痛みをこらえていたのを鮮明に覚えているという。

差別との闘いのなかで…

（ハンセン病家族訴訟裁判での専門家証人尋問より）

ハンセン病に罹って隔離をされて、療養所でもつらく差別とのたたかいでした。しかし、療養所の中にいた人びとの現実というのは、ひじょうに、そこを生き抜いた方がたの豊かさというものがあります。（中略）

こういうふうに生き抜いてきたんだよなという、そういう凄さみたいなものを育んでいく、社会全体のなかに共有していく必要があります。

ハンセン病と鳥取県

鳥取県においては、「ハンセン病患者」発生率は全国でも上位でした。この状況の改善のため鳥取県は、ハンセン病の国立療養所 長島愛生園に「鳥取寮」を新築寄付し、県内在宅患者の入所を促進しました。その結果、鳥取県は「無らい県運動」達成第1号となりました。

このように、鳥取県には、国のハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として“いつの日にか帰らん”と刻んだ「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立しています。



反省と誓いの碑

無らい県運動（むらいけんうんどう）

1930年代から1960年代にかけて、地域からすべての「らい病患者」を療養所に隔離・強制収容させて、放浪患者や在宅患者を一掃しようという全国運動。

また、一般市民によるハンセン病患者の監視制度でもあり、周囲に隠れ暮らしているハンセン病患者を市民が発見した場合、警察などへ通報して患者を強制収容することを奨励していました。